

中津市森林整備計画書 (変更)

計画期間 (自 平成26年 4月 1日
至 平成36年 3月31日)

(変更計画の始期 平成29年 4月 1日)

大分県 中津市

【中津市位置図】



【目次】

I	伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項	1
II	森林の整備の方法に関する事項	5
第1	森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）	5
第2	造林に関する事項	7
第3	間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	11
第4	公益的機能別施業森林の整備に関する事項	14
第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項	21
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項	21
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項	22
第8	その他必要な事項	26
III	森林の保護に関する事項	28
第1	鳥獣害の防止に関する事項	28
第2	森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項	30
IV	森林の保健機能の増進に関する事項	32
V	その他森林の整備のために必要な事項	33

I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

1 森林整備の現状と課題

本市は、大分県の北西部に位置し、東は宇佐市、南西は玖珠郡・日田市、北西は福岡県に接し、北東は周防灘に面し、福岡県境を源流とする山国川は、源流から河口まで、東西32.8km南北30.0km、総面積491.17km²を有している。

本市の林野面積は、38,267haで市全体の約78%を占めており、その中には耶馬日田英彦山国定公園区域や名勝耶馬溪の指定を受けている山林を含んでいる。林野面積のうち国有林が2,418ha(6.3%)、県有林・市有林・私有林(以下「民有林」という。)35,849ha(93.7%)となっている。民有林のうち針葉樹19,907ha、広葉樹14,420ha、その他(竹林・無立木地など)1522haとなっている。針葉樹のうちスギは11,930ha、ヒノキが6,799ha、マツが230ha、広葉樹のうちクヌギが3,203haとなっている。人工林19,619haのうち8齢級(36年生)以上が14,268haとなっており、人工林全体の72.7%を占めていることから高齢級の間伐を推進する必要がある。間伐の実施に向けては、国県の補助に市単独の補助制度とあわせて間伐を促進してきたところであるが、木材価格の低迷、林業経営者の高齢化の進行、零細規模の森林所有者が多いことなどで、森林に対する関心が低下し、手入れ不足の森林が増加している状況にある。このようなことから水源涵養の維持、山地災害の防止、生活環境の保全などの公益的機能発揮からも支障をきたしかねない状況となっている。

2 森林整備の基本方針

大分北部地域森林計画の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」を踏まえ、森林整備に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割等を配慮しつつ、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により、健全な森林資源の維持造成を推進する。

森林資源の状況、並びに本市の特性、森林に対する自然的条件及び社会的要請を総合的に考慮しながら、それぞれの森林が発揮を期待される機能ごとに区分し、育成単層林における保育及び間伐の積極的な推進、人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備、天然生林の的確な保全及び管理により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備を図る。

(1) 地域の目指すべき森林資源の姿

① 水源涵養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

② 山地災害防止機能／土壌保全機能

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて

て山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

③ 快適環境形成機能

樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林

④ 保健・レクリエーション機能

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林

⑤ 文化機能

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

⑥ 生物多様性保全機能

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息している森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息している溪畔林

⑦ 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤整備が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

(1) で掲げる森林の有する機能について、それぞれの機能の維持増進を図り、望ましい森林資源の姿に誘導していくため、森林整備の基本的な考え方とこれらの森林整備を推進していくために必要な造林から伐採に至る森林施業の推進方策に係る基本的な考え方は次表のとおりとする。

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	対象とすべき森林	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の水源地として重要なため池、勇水地及び溪流等の周辺に存する森林や水源涵養機能の評価区分が高い森林	<p>良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、立地条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>

<p>山地災害防止機能／土壤保全機能</p>	<p>山腹崩壊により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林</p>	<p>災害に強い市土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。</p> <p>また、尾根部や急傾斜地については、風倒木や林地崩壊等の自然災害の発生の危険性が高い森林において、間伐等による針広混交林化や広葉樹林化を進めるなど、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>特に河川沿いの河岸侵食等により流木の発生の危険性が高い森林について、流木被害を軽減するため、適正な管理が行われていないスギ、ヒノキ等の針葉樹林については、根系が発達した広葉樹林への林種転換を進めることで災害に強い森林づくりを推進する。その際、河川管理の関係機関との連携を図る。</p> <p>ただし、河川沿いに生育する針葉樹人工林であっても十分な樹冠長を有する森林や根系が発達している森林等についてはこれを保全する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>市民の日常生活等に密接な関わりを持つ山里等で、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象条件を防止する効果が高い森林</p>	<p>地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進する。</p>

<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林</p>	<p>市民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。 また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林</p>	<p>潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林</p>	<p>全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すこととする。 野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>
<p>木材等生産機能</p>	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の発揮を重視する森林</p>	<p>木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進する。 この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>

3 森林施業の合理化に関する基本方針

流域に関係する県、市、森林管理署、森林組合、木材共同組合、素材生産・造林事業体、木材加工・流通事業体を構成員とする流域林業活性化協議会を通じて、森林施業の共同化や林道・作動道の整備、林業・林産業の担い手の育成、機械化林業の推進、森林の整備に関する施設等木材生産・流通・加工における条件整備を計画的かつ総合的に推進する。

II 森林の整備の方法に関する事項

第1 森林立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

1 樹種別の立木の標準伐期齢

大分北部地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要な樹種ごとに、平均生長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して定める。

標準伐期齢は、地域を通じた標準的な立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	35年	40年	35年	40年	10年	15年

2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

（1）皆伐：皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。

ア 皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積が20haを越えない規模とし、適切な伐採区域の形状及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、適確な更新を図ること。

特に、林地の保全、土石流や落石の防止、各種気象災害の防止及び景観等風致の維持、溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合は、概ね幅20m以上の保護樹林帯等を設けること。

なお、1箇所とは、立木の伐採により生ずる連続した伐採跡地をいう。また、連続しない伐採跡地があっても、相隣する伐採跡地で当該伐採跡地間の距離（当該伐採跡地間に介在する森林（未立木地を除く。）又は森林以外の土地の距離をいう。）が20m未満に接近している部分が20m以上にわたっている場合は、1箇所とみなす。

ただし、立木の伐採により生ずる伐採跡地の形状が一部くびれている場合であって、そのくびれている部分の幅が20m未満であり、かつ、その部分の長さが20mにわたっているときは、当該伐採跡地を1箇所とみなさない。

なお、保安林等の法令に基づく制限林にあつては、指定施業要件として定められた1箇所当たりの伐採面積を超えない規模であること。

イ 高性能林業機械を用いた伐採を行う場合には、伐木・造材・運材作業に伴

う 林地の荒廃を招かないよう配慮すること。

なお、やむを得ず林地荒廃が発生した場合は速やかに土砂の流出防止等の措置を講じるとともに、人工植栽などにより森林の早期回復を図ること。

路網開設が困難で崩壊の恐れのある急傾斜地等においては、タワーヤーダ等架線系集材機の活用も検討すること。

ウ 伐木・造材作業で生じた枝条や根株等の林地残材が落下・流出しないよう必要な措置を講じること。

エ 皆伐の時期については、標準伐期齢以上とし、森林の公益的機能の維持増進や地域の森林の構成等に配慮し、木材等資源の効率的な循環利用や生産目標に応じた林齢で伐採すること。

オ 伐採跡地において人工造林を行う場合は、既往の植栽樹種等を勘案し、気候、土壌等の自然条件に適合した樹種を速やかに植栽すること。

特に、伐採後に的確な更新が行われていない伐採跡地については、その早急な更新を図ること。

カ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこと。

特に、天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮して伐採をすること。

(2) 択伐：択伐は、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、次のとおりとする。

ア 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によること。

イ 伐採は、単木・帯状又は群状を単位として伐採区域全体でおおむね均等な割合で行うこと。

なお、材積にかかる伐採率が30%以下（伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下）であること。

3 その他必要な事項

(1) 尾根や急傾斜地など木材生産に適さない林地の人工林については、上層木を一定程度伐採し、自然植生の導入を促進することにより、針広混交林へ誘導していくこと。

(2) しいたけ原木の伐採後に天然更新を行う場合は、良質な原木の確保と萌芽の促進を考慮し、地域の気候条件等に応じて適期に伐採する。

(3) 広葉樹の伐採後に天然更新を行う場合は、萌芽等により更新を促進するため伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、概ね10月から3月の間に伐採する。

第2 造林に関する事項

1 人工造林に関する事項

(1) 人工造林の対象樹種

大分北部地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を基本として、気候、地形、土壌等の自然条件、樹種又は品種の特性、施業技術の動向、木材の利用状況、地域における造林種苗の需給動向などを考慮し選定する。

また、スギ、ヒノキ、クヌギ以外の造林樹種を選定しようとする場合は、適地の判定を綿密に行うとともに、周囲の自然環境に与える影響についても十分に考慮するとともに、林業普及指導員又は、市の林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択すること。

人工造林の対象樹種

区分	人工造林の対象樹種	備考
人工造林の対象樹種	スギ・ヒノキ・マツ類・その他針葉樹・クヌギ ・高木性広葉樹	

(2) 人工造林の標準的な方法

大分北部地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の自然条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、次表に定めるとおり1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽すること。その際、疎植造林（1, 500本/ha程度）を検討すること。

また、複層林化を図る場合の樹下植栽について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率（材積による率）を乗じた本数以上を植栽すること。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定すること。

人工造林の樹種別及び仕立ての別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数（本/ha）	備考
スギ	—	1, 000～3, 000	
ヒノキ	—	1, 500～3, 000	
マツ類・その他針葉樹	—	1, 000～3, 000	
クヌギ	—	1, 000～3, 000	
高木性広葉樹	—	1, 000～3, 000	

イ その他の人工造林の方法

気象条件、自然条件、既往の造林方法等を勘案し、地ごしらえの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について次表のとおりとする。

その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽や保育施業の支障とならないように必要に応じて整理するとともに林地の保全に配慮すること。 また、高性能林業機械による主伐については、地ごしらえ・植栽を一体的に実施して作業の効率化に努める。
植付けの方法	土壌の性質、苗木の特性を勘案しながら、良質な苗木を選び丁寧に植える。 新植地での苗木は、乾燥して衰弱することがないように、風当たりの少ない日陰などで臨時に仮植する。 植え穴は、表面の腐植の多い土を掘り取って片方に寄せ、穴をよく耕し植え付けの深さを十分確保する。なお、植え付けは曇天無風の日又は降雨直前に行う。 特に、高性能林業機械による主伐については、植付けの省力化や活着率の高さ、植栽時期を選ばないなどの優位性のあるコンテナ苗の利用も検討する。
植栽の時期	気候及び苗木の生理的条件に留意し、早春樹木が成長を始める前と晩秋の落葉期から結霜期までに植え付けるが、一般には春植えを行うこととする。 針葉樹については2月から3月、広葉樹については3月から4月にかけて植え付けを行う。 コンテナ苗は通年とする。

(3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

大分北部地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など、人工造林による更新を図るもので、皆伐による伐採に係るものについては、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

また、択伐による伐採に係るものについては、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算し5年を超えない期間に更新すること。

なお、保安林等の法令に基づく制限林にあつては、指定施業要件として定められた期間内に更新すること。

2 天然更新に関する事項

天然更新については、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うこと。

別に定める「中津市天然更新完了基準」により、森林の確実な更新を図ること。

なお、以下のような天然更新が期待できない森林等については、人工造林（植栽）により更新を図ること。

- ① 種子を供給する母樹が存在しない森林
- ② 天然稚樹の育成が期待できない森林
- ③ 針葉樹人工林であって、林床に木本類が見られないもののうち、気候、地形、土壌条件、周囲の森林の状況等により、皆伐後も木本類の侵入が期待できない森林

（１）天然更新の対象樹種

大分北部地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき、天然更新の対象樹種を次表のとおりとする。

天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ類・高木性広葉樹
ぼう芽による更新が可能な樹種	クヌギ・コナラ・高木性広葉樹

（２）天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

大分北部地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を次表のとおりとする。

天然更新を行う際には、天然更新すべき期間内に、当該天然更新の対象樹種のうち周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものが、その期待成立本数に10分の3を乗じた本数以上の本数を成立させなければならない。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さについては、別に定める「中津市天然更新完了基準」によること。

天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
マツ類・クヌギ・コナラ・高木性広葉樹	10,000本/ha

天然更新完了本数は、3,000本/ha以上とする。
 （期待成立本数×10分の3）

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新により森林の造成を図るものは、必要に応じて地表処理、刈出し、植込み、芽かき等の天然更新補助作業を実施する。

天然更新補助作業の標準的な方法

施業の区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積により、天然下種更新が阻害されている箇所ではかきおこし、枝条整理等の作業を行う。
刈り出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
芽かき	クヌギ等の萌芽更新については、萌芽の優劣の差が出てきた2～5年目頃、1株あたり仕立て本数は2～3本を目安として萌芽整理を行う。

ウ その他天然更新の方法

大分北部地域森林計画の天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、別に定める「中津市天然更新完了基準」によって更新完了の可否を判断する。

天然更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図るものとする。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

大分北部地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間内に更新すること。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

大分北部地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、ぼう芽更新に適した立木や天然下種更新に必要な母樹の賦存状況、天然更新に必要な更新樹種の立木の生育状況、林床や地表の状況、病虫獣害などの被害の発生状況、当該森林及び近隣の森林における主伐箇所の天然更新の状況その他の自然条件及び森林の早期回復に対する社会的要請等を勘案して次表のとおりとする。

ただし、IVの1の保健機能森林区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林

森林の区域	備考
本耶馬溪地区 102林班3小班の一部、163林班4小班の一部 耶馬溪地区 190林班5小班の一部、245林班1小班の一部、265林班5小班の一部、279林班1小班の一部、280林班2小班の一部、289林班5小班の一部、304林班1小班の一部、313林班1小班の一部、314林班3小班の一部、317林班1小班の一部、326林班5小班の一部、329林班5小班の一部、347林班2小班の一部、426林班2小班の一部、	48.87ha

<p>山国地区 442林班1小班の一部、443林班3小班の一部、454林班1小班の一部、458林班1小班の一部、516林班2小班の一部、518林班2小班の一部、527林班1小班の一部、528林班2小班の一部、529林班1小班の一部、549林班1小班の一部、553林班2小班の一部、</p>	
--	--

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

森林法第10条の9第4項の伐採の中止又は造林の命令の基準については、次のとおり定める。

(1) 造林の対象樹種

- ア 人工造林の場合
1の(1)による。
- イ 天然更新の場合
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数として、天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数は、10,000本/haとする。

その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(ただし、草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものに限る。)を更新すること。

5 その他必要な事項

植栽木や天然更新木の食害を防止するため、シカが生息する地域にあつては、獣害用ネット柵、食害防止資材を設置するなどの措置を講ずること。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

大分北部地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数及びその実施時期、間伐率等について、次表のとおりとする。

間伐時期については、樹冠疎密度が10分の8に達したときに初回間伐を実施し、その後5～15年ごとに生産目標等に応じて伐期に到達するまで適時適切に実施する。

間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢 (年)					標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目	5回目		
スギ	地位:中	1,000～ 3,000	15～20	20～30	30～40	40～55	55～70	次によるものとする。	
ヒノキ	地位:中	1,500～ 3,000	20～25	25～35	35～45	45～60	60～75		

① 選木

間伐は、林分の構成や林分の競合状況に応じ、林分密度管理図・相対幹距比等を参考とし、定量的、定性的に本数管理を行うこと。この際には、列状間伐の実施についても考慮する。

② 間伐率

地勢、気象及び林況から森林の健全な育成に配慮し、強度の疎開をさけて決定することとし、本数率で10～40%（ただし材積率35%以下）を目途とする。また、伐採後、一定期間内に林冠がうっ閉するよう行うこと。

ただし、保安林等の制限林にあつては指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

③ 間伐の間隔

平均的な間伐の実施時期の間隔について、スギの標準伐期齢未満は、10年、標準伐期齢以上は15年、ヒノキの標準伐期齢未満は10年、標準伐期齢以上は15年とする。

2 保育の作業種別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、次表のとおり定める。

保育の作業種別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数															標準的な方法	備考	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15			
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△							次によるものとする。	
	除伐											△	△	△	△	△			
ヒノキ	下刈	△	○	○	○	○	△	△	△	△	△							次によるものとする。	
	除伐											△	△	△	△	△			
クヌギ	下刈	△	○	○	○	○	△	△	△										

萌芽整理		△	△	△	△												
------	--	---	---	---	---	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

① 下刈は、目的樹種の成長を阻害する草本植物等を除去し、目的樹種の健全な育成を図るために行うものとする。実施期間は植栽後6～7年間を目安に植栽本数、局所気候、植生の繁茂状況に応じて年に1～2回程度行う。実施時期は6～8月頃を目途とする。

なお、作業の省力化及び保育費用の縮減を図るため、下刈の隔年実施や疎植地等にあっては、筋刈・坪刈の作業方法についても考慮すること。

② つる切りは、つる類の繁茂が著しい場所において適切な時期に実施する。なお、下刈・除伐との同時実施についても考慮する。

③ 除伐は、下刈の終了後、林冠がうっ閉（隣り合う樹木の葉が互いに接して葉の層が隣地を覆ったようになること）を始める段階で目的樹種の成長を阻害している侵入樹種、生育不良木等の除去を行うもの。自然条件、林木相互の配置状況によって、方法・程度、実施時期を考慮すること。

なお、目的外樹種であってもその生長状況や将来の利用価値を勘案し、有用なものは、保残し育成すること

3 その他必要な事項

ア 長伐期化

林冠が発達した健全な人工林においては、公益的機能の維持や再造林費用の削減等の観点から長伐期化も検討する。

イ 過密林分の取扱い

木材生産に適する林地の人工林うち、間伐の遅れた林分においては、風害などによる立木被害の防止及び林地の保全等を図りながら、徐々に適正な林分密度に誘導する。また、早めの間伐を繰り返すことで、林冠の発達した森林へ誘導すること。

なお、標準伐期齢以上の過密林分については、早期の主伐による更新を検討すること。

ウ 木材の生産機能維持増進森林における間伐及び保育

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における間伐及び保育の実施にあたっては、効率的な森林施業の実施を基本として、対象森林の集団化を図り、森林施業の集約化及び共同化を推進すること。

特に、持続的かつ安定的な木材等の生産を図るため、木材需要等に応じて積極的に利用間伐を推進するほか、地域の技術体系に応じ、路網の整備及び機械化による効率的な列状間伐をはじめとした間伐を推進すること。

エ 育成複層林施業における受光伐

育成複層林施業においては、下層木の健全な育成に必要な林内照度を確保するため、当該林分の生産目標、対象林の種類・形状・枝張りの状況等を考慮のうえ、下層の生育状況に応じて上層木の抜き伐りまたは、枝払いを行うこと。

オ 竹類の整備

竹類の侵入により植栽木の生育が妨げられている育成単層林及び育成複層林については、継続的な竹類の除去を行うこと。

カ 要間伐森林

森林法第10条の10第2項に基づき、間伐又は保育が適正に実施されていない森林であって、これらを早急に実施する必要のあるもの（以下、「要間伐森林」という。）について、要間伐森林である旨並びに当該要間伐森林について実施すべき間伐又は保育の方法並びに時期を森林所有者に対して通知を行うものとする。

また、1及び3に定める間伐の基準に照らし、計画期間内において間伐を実施する必要があると認められる森林の所在等は参考資料のとおりとする。

第4 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

1 公益的機能森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

森林の有する公益的機能に応じ、当該森林の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法については、大分北部地域森林計画で定められた公益的機能別施業森林等の整備に関する事項を踏まえ、保安林など法令に基づき森林施業の制限を受ける森林の所在、森林の自然条件及び社会的条件、「森林の機能別調査実施要項の制定について」（昭和52年1月18日付け52林野計第532号林野庁長官通知）に基づく森林の機能の評価区分、森林の有する機能に対する地域の要請、既往の森林施業体等を考慮し設定する。

この際、区域内において機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業を定めるとともに、森林の区域については、原則林班を単位とするが、必要に応じて準林班・小班等により表示する。

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養機能の評価区分が高い森林など水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1のとおりとする。

イ 施業の方法

樹根及び表土の保全に留意し、下層植生の発達や林木の旺盛な成長を図るため、適切な保育・間伐等を促進することを基本とし、伐期の延長、伐採面積の規模の縮小や分散を図ること。

また、当該森林の伐期齢の下限について、樹種及び地域ごとに標準伐期齢に10年を加えた林齢を次のとおりとし、森林の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2のとおりとする。

森林の伐期齢の下限

区域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	45年	50年	45年	50年	20年	25年

(2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（その他水源涵養機能維持増進以外の森林）

ア 区域の設定

次の①～③までに掲げる森林の区域を別表1のとおりとする。

- ① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称「山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林」）

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能の評価区分が高い森林等について定める。

具体的には、傾斜が急な箇所、傾斜に著しい変移点のある箇所または山腹の凹曲部等地表流下水及び地中水の集中流下する地形を含む土地に存する森林、基岩の風化が異常に進んだ箇所、基岩の節理または片理が著しく進んだ箇所、破碎帯又は断層線上にある箇所、流れ盤等の地質を含む土地に存する森林、表土が粗しょうで凝集力の極めて弱い火山灰地帯等、土層内に異常な滞水層がある箇所、石礫地、表土が薄く乾性な土壌等の土壌を含む土地に存する森林、河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林、風倒木等の発生が懸念される尾根部や林地崩壊の発生が懸念される急傾斜地で生育不良と判断できる森林等について定める。

河岸浸食等により流木の発生の危険性が高い森林とは、例えば（ア）現に河岸浸食等により流木が発生し、また、今後も気象災害により残存木の倒伏により流木の発生の危険性の高い森林、（イ）過去の豪雨により浸水した森林、（ウ）過去の豪雨による河川の氾濫で浸水はしていないが、河川に面した急傾斜地で、林地崩壊により流木の発生が懸念される森林等。

風倒木等の発生が懸念される尾根部の森林とは、例えば（ア）風倒木等の被害を受けた森林、（イ）岩石地等で表土が薄く根系の発達期待できない森林、（ウ）樹冠長率が低く風倒木被害を受けやすい森林等。

林地崩壊の発生が懸念される急傾斜地等の森林とは、例えば（ア）林地崩壊の発生した森林、（イ）岩石地等で表土が薄く、根系の発達期待できない森林等。

- ② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称「快適環境形成機能維持増進森林」）

飛砂防備保安林、防風保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等

具体的には、都市近郊等に所在する森林であって郷土樹種を中心とした安定した林

相をなしている森林、市街地道路等と一体となって優れた景観を構成する森林、気象緩和、騒音防止等の機能を発揮している森林等について定める。

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（略称「保健文化機能維持増進森林」）

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの市民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、特に生物多様性の保全が求められる森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林等について定める。

具体的には、湖沼、瀑布、渓谷等の景観と一体となって優れた自然美を構成する森林、紅葉等の優れた森林美を有する森林であって主要な眺望点から望見されるもの、ハイキング、キャンプ等の保健・文化・教育的利用の場として特に利用されている森林、希少な生物の保護のため必要な森林等。

イ 施業の方法

施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹（以下「特定広葉樹」という。）を育成する森林施業を図るべき公益的機能に応じた施業を推進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、択伐による複層林施業を推進すべき森林として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限については標準伐期齢のおおむね2倍以上として、樹種別、地域別に次のとおりとするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。

なお、アの①に掲げる森林のうち、河川沿いにおける流木の発生の危険性の高い森林の伐採については、更新する広葉樹の育成空間や残存木の倒伏による流木化の危険性を考慮する等、現地の森林の状況に応じて判断する。

アの①から③までに掲げる森林のうち、公益的機能の維持増進を図るため、長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限に従った森林施業、又はその他森林施業を推進すべき森林の区域について、森林施業の方法ごとに別表2のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期の下限

区域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
全域	70年	80年	70年	80年	16年	30年

なお、択伐による複層林施業推進すべき森林において実施される択伐とは、森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次ぎに掲げるものとする。

ア．伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は10m未満の幅の帯状に選定してする伐採

イ．樹群を単位とし、当該伐採によって生ずる無立木地の面積が0.05ヘクタール未満である伐採

また、複層林施業を推進すべき森林（択伐による複層林施業森林を除く。）において実施される伐採とは、森林を裸地化させることなく逐次更新を確保することを旨として行う主伐であって、次ぎに掲げるものとする。

ア．伐採区域の立木をおおむね均等な割合で単木を選定し、又は40m未満の幅の帯状に選定してする伐採

イ．樹群を単位とし当該伐採によって生ずる無立木地の面積が1ヘクタール未満である伐採

2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域における森林施業の方法

(1) 区域の設定

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域の設定にあつては、椎茸原木を含む林木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然条件等から一体として森林施業行うことが適当と認められる当該森林を別表1のとおりとする。

また、区域については、原則林班を単位とするが、必要に応じて準林班・林小班により設定する。この際、区域内において1の機能が重複する場合には、それぞれの機能の発揮に支障がないように森林施業を定める。

(2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表 1】

区 分	森林の区域	面積 (ha)
<p>水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林 ()内は、「木材の生産機能の維持増進を図るため の森林施業を推進すべき森林」との重複</p>	<p>(ただし、クヌギ林、コナラ林については、木材の 生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進 すべき森林とする。)</p> <p>三光地区 林班9～60(11～14、16、33～36、38～41、44～55 、57～59) 本耶馬溪 林班61～184(90～92)、(96～101、115、116、138 、142～165、171) 耶馬溪地区 林班185～300(284、288、289、292～300)、301 ～304林班の一部、306林班の一部、307～431(305 ～311、333～336、343、344、351～353、374、375 、398、400～403、405、419～421) 山国地区 林班432～500、501～503林班の一部、504～512(505 、506、508～510)、513～514林班の一部、515～522 、523～524林班の一部、525～546(516～530)、(534 ～538)、547～550林班の一部、551、552～553林班 の一部、554(547～554)</p>	<p>34,922.66 (8755.07)</p>
<p>土地に関する災害の防止 及び土壌の保全の機能の 維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林</p>	<p>527林班3,4小班の一部 ※「木材の生産機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林」との重複</p> <p>うち、河岸浸 食等により 流木の発生 の危険性が 高い森林</p> <p>192 林班 1 小班の一部 193 林班 4 小班の一部 ※「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森 林施業を推進すべき森林」との重複</p> <p>200 林班 1, 2, 4 小班の一部 201 林班 3, 4, 5 小班の一部 333 林班 1, 5 小班の一部 463 林班 6, 7 林班の一部 471林班5,6小班の一部 ※「木材の生産機能の維持増進を図るための森林 施業を推進すべき森林」との重複</p>	<p>(5.15)</p> <p>(0.28)</p> <p>(5.17)</p>
<p>快適な環境の形成の機能の維持増進を 図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>該当なし</p>	
<p>保健文化機能の維持増進を図るための 森林施業を推進すべき森林</p>	<p>該当なし</p>	

<p>木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 ()内は、「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」との重複</p>	<p>三光地区 林班(11～14)、15、(16)、17～32、(33～36、38～41)、42、43、(44～55)、56 本耶馬溪地区 林班61～89、(90～92)、93～95、(96～101)、102、103、(112)(115、116)、117～132、134、135、(138、142～165)、166～170、(171)、172～178、182～184 耶馬溪地区 林班190、199～231、236、237、239、247～283、(284)、285～287、(288、289)、290、291、(292～300)、(305～311)、312～332、(333～336)338～342、(343、344)350、(351～353)、354～373(374、375)、376～397、(398、400～403、405)417、(419～421)、431 山国地区 林班432～504、(505、506)(508～510)511～513、(516～530、534～538)539、540、543～546、(547～554)</p>	<p>29844.78 (8755.07)</p>
--	--	--------------------------------

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	<p>(ただし長伐期施業を推進すべき森林を除く) 三光地区 林班9～60 本耶馬溪 林班61～184 耶馬溪地区 林班185～300、301～304林班の一部、306林班の一部、307～431 山国地区 林班432～500、501～503林班の一部、504～512、513～514林班の一部、515～522、523～524林班の一部、525～546、547～550林班の一部、551、552～553林班の一部、554</p>	34,922.66
<p>長伐期施業を推進すべき森林 (ただし、クヌギ林、コナラ林については、伐採時期を勘案して、2割の短縮をする。)</p>	該当無し	
<p>複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)</p>	10.6ha
	<p>192 林班 1 小班の一部 193 林班 4 小班の一部 200 林班 1, 2, 4 小班の一部 201 林班 3, 4, 5 小班の一部</p>	

		333 林班 1, 5 小班の一部 463 林班 6, 7 林班の一部 471 林班 5, 6 小班の一部 527 林班 3, 4 小班の一部	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	該当無し	
	特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	該当無し	

3 その他必要な事項

上記の他、長伐期施業を推進すべき森林を【別表 3】のとおりとする。

【別表 3】

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
長伐期施業を推進すべき森林	三光地区 20 林班の一部、28～30 林班の一部、39 林班の一部、 42 林班の一部、50 林班の一部、55 林班の一部、 59 林班の一部 本耶馬溪地区 75 林班の一部、112 林班の一部、117 林班の一部、 118 林班の一部、122 林班の一部、190 林班の一部、 197 林班の一部、210 林班の一部、211 林班の一部、 222 林班の一部 耶馬溪地区 224 林班の一部、225 林班の一部、230 林班の一部、 258 林班の一部、280 林班の一部、286 林班の一部、 312 林班の一部、313 林班の一部、325 林班の一部、 327 林班の一部、328 林班の一部、338 林班の一部、 341 林班の一部、400 林班の一部 山国地区 448 林班の一部、497 林班の一部、508 林班の一部、 537 林班の一部、545 林班の一部、554 林班の一部	351.53

【別表 3】に定める長伐期を推進すべき森林は、当該林班の県有林及び県民有林のうち、長伐期施業を行っている森林とする。

第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

長期の施業の受託、森林の経営の受託等により、森林の経営規模の拡大を図る。

2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進するため、森林所有者（不在村を含む）等へ長期の施業や森林の経営の委託を働きかけるとともに、森林の経営の受託等を担う林業事業者等の育成、施業の集約化に取り組む者に対し森林の経営の受託等に必要な森林情報の提供や助言、あっせんなどを推進する。また、流域内の県、市（町村）、森林管理署、森林・林業・木材産業関係団体を構成員とする流域林業活性化協議会等を通じた合意形成を計画的かつ総合的に促進する。

3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等森林の経営の受託の方法及び立木の育成権の委任の程度については、長期の視点に立って安定的な権原に基づき継続的に森林経営を実施することが重要であるため、森林所有者との間で、立木竹の育成権原及び一部立木の処分権原、森林の保護や作業路網等に関する権原を委ねられている受委託とする。

第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林所有者及び市、森林組合等による集落会議の開催を通じて合意形成を図り、森林施業の共同実施や一体として整備することが相当である森林については森林経営計画の策定を推進し、計画的かつ効率的な森林整備を推進する。

2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

森林施業共同化を促進するため、県、市町村、森林組合等の関係機関が一体となり、林業労働力の効率的運用とともに、施業の効率化、低コスト林業の推進を図り、森林所有者等に対しては指導・支援を強化し、森林施業の集团的・計画的な推進を図る。

併せて、今後、間伐等の適切な整備及び保全を推進するための条件整備として、境界の整備など森林管理の適正化を図る。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業の共同化を効果的に促進するため、森林作業道、土場、作業場等の施設の設置及び維持管理の方法並びに利用に関し、あらかじめ必要な事項を明確にしておくこと。

また、種苗その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法を明確にしておくこと。

さらに、共同して森林施業を実施するものが先述の事項について遵守しないことにより、他の共同施業実施者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ個々の共同施業実施者の責務等を明確にし、森林施業の共同化の実効性を担保すること。

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

大分北部地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜、搬出方法に応じた路網密度の水準や路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応する路網整備の水準は次表のとおりとする。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所には適用するものとし、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しないこととする。

区分	作業システム	路網密度 (m/h a)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	35 ~ 50	65 ~ 100	100以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	25 ~ 40	50 ~ 160	75以上
	架線系 作業システム	25 ~ 40	0 ~ 35	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	15 ~ 25	45 ~ 125	60以上
	架線系 作業システム	15 ~ 25	0 ~ 25	15以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5以上

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

森林の木材等生産機能が比較的高く、計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（木材生産重点区域）を設定する。

設定については、幹線となる林道等の利用区域であること、地域の要請等を考慮し、急峻地や地質、土壌が脆弱な箇所は極力避けることとする。

木材生産重点区域については、次表のとおりとする。

木材生産重点区域一覧表

番号	団地名	団地面積(ha)	人工林面積(ha)	備考
1	長尾野	53.8	48.4	林業専用道（規格相当）長尾野線周辺
2	上志川	56.7	53.8	林業専用道（規格相当）上志川線周辺
3	高内	51.0	42.8	林業専用道（規格相当）高内線周辺

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設にかかる留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）又は林業専用道作設指針（平成22年9月4日22林整第60号林野庁長官通知）を基本として県が定める林業専用道作設指針に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

中津市に関する基幹路網については、地域森林計画に記載されている林道を含む基幹路網の開設・拡張に関する計画について次表に転記するとともに、中津市森林整備計画概要図のとおりとする。

開設／ 拡張	種類	区分	位置(字、林 班等)	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域面 積(ha)	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備考
開設	自動車道	林道	田口	芋畑	640	26		1	
〃	〃	〃	下深水	コゲ畑	610	37		2	
〃	〃	〃	今行	鳥越	700	31		3	
〃	〃	〃	東屋形	足嶽	700	62		4	
〃	〃	〃	西谷	松金	620	39		5	
〃	〃	〃	西谷	秋永	630	47		6	
〃	〃	〃	東谷	霧ヶ谷	620	31		7	
〃	〃	〃	大野	畑峠	850	72		8	
〃	〃	〃	宮園	並石	1,000	69		9	
〃	〃	〃	金吉	茸木	630	93		10	
〃	〃	〃	川原口・大野	川原口・柁木	1,430	45		11	
〃	〃	〃	宮園	一ツ戸・白土	870	28		12	
〃	〃	〃	山移	直入畑	700	55		13	
〃	〃	〃	三尾母	中村	450	78		14	
〃	〃	〃	福土	芦木	900	123		15	
〃	〃	〃	川原口	小屋ノ原	720	39		16	
〃	〃	〃	川原口	両午	630	73		17	国有林
〃	〃	〃	樋山路	第3小川内	630	74		18	
〃	〃	〃	柿坂	尾ヶ篠	720	85		19	
〃	〃	〃	宮園	第2一ツ戸	720	73		20	
〃	〃	〃	大島	鹿熊	630	34		21	
〃	〃	〃	大島	長谷	580	39		22	
〃	〃	〃	平田	岩屋	600	164		23	
〃	〃	〃	山移	辻	600	32		24	
〃	〃	〃	樋山路	中津留下越	800	37		25	
〃	〃	〃	樋山路	中津留下越(支	600	7		26	

)					
〃	〃	〃	樋山路	白土	700	49		27	
〃	〃	〃	福土	上ノ川内上福土	900	41		28	
〃	〃	〃	平小野	宇治出羽	690	23		29	
〃	〃	〃	河原口	両午峠	1,100	31		30	
〃	〃	〃	藤野木	草野河内大坪	620	26		31	
〃	〃	〃	中摩	羽高	500	66		32	
〃	〃	〃	中摩	羽高両宮	1,050	39		33	
〃	〃	〃	槻木	岳滅鬼	3,510	754	○	34	
〃	〃	〃	槻木	槻木	920	21		35	
〃	〃	〃	小屋川	所小野	540	124		36	
〃	〃	〃	吉野	市平上ノ原	1,370	220		37	
〃	〃	〃	平小野	宇治藤原	7,070	501	○	38	
〃	〃	〃	宇曾	堤・大勢	630	65		39	
〃	〃	〃	守実	上志川	500	105		40	
〃	〃	〃	槻木	月平	270	61		41	
〃	〃	〃		上ノ塚岳滅鬼	400	3	○	42	
〃	〃	林業専用道		高内	1000	45	○	43	新規
〃	〃	〃		蕨野界ノ谷	1700	30		44	新規
〃	〃	〃		相ノ原	1000	27		45	新規
				(45路線)	43,050			7,309	

拡張 (改良)	自動車道	林道	108~107	大平山	4,838	146		46	
〃	〃	〃	269~431	上ノ川内	900	123		47	
〃	〃	〃	352~354	鹿倉	2,915	76		48	
〃	〃	〃	350~257	中津留	300	101		49	
〃	〃	〃	488~250	市平・両畑	15,068	811		50	
〃	〃	〃	275~250	大野樋山路	6,755	234		51	
〃	〃	〃	486	宇治山	1,400	80		52	
〃	〃	〃	524~519	藤原小瀬戸	3,600	332		53	
				8路線	35,776				

拡張 (舗装)	自動車道	林道	24	辺割	1,680	76		54	
〃	〃	〃	28~27	迫	1,240	80		55	
〃	〃	〃	17	小田島	1,180	40		56	
〃	〃	〃	55~54	池ノ内	1,060	79		57	
〃	〃	〃	36~33	山ノ神(支)	850	31		58	
〃	〃	〃	42~43	猪越(支)	650	31		59	
〃	〃	〃	49	鴨山	1,930	97		60	

〃	〃	〃	36～33	長葉山	1,280	42		61	
〃	〃	〃	43	八面山	560	39		62	
〃	〃	〃	23～22	藤ヶ谷	610	29		63	
〃	〃	〃	51	岩平	660	40		64	
〃	〃	〃	16	中尾	1,070	31		65	
〃	〃	〃	173	鹿嵐	1,000	71		66	
〃	〃	〃	96	羅漢	1,290	50		67	
〃	〃	〃	94～85	くつわぢ	1,000	98		68	
〃	〃	〃	326～327	岩屋	630	36		69	
〃	〃	〃	269～431	上ノ川内	940	123		70	
〃	〃	〃	177	岩屋	800	245		71	
〃	〃	〃	231	一ツ戸	1,000	165		72	
〃	〃	〃	287	惣路	1,650	446		73	
〃	〃	〃	280	萩原・杠葉	1,100	140		74	
〃	〃	〃	299～297	宮ノ原	1,400	142		75	
〃	〃	〃	310～292	畑峠	1,500	92		76	
〃	〃	〃	214～200	上切	3,500	148		77	
〃	〃	〃	289～288	宇曾ヶ内	2,125	252		78	
〃	〃	〃	350～257	中津留	1,100	101		79	
〃	〃	〃	279	辻	400	85		80	
〃	〃	〃	335	上ノ山	1,000	80		81	
〃	〃	〃	220～353	鹿倉峠	1,100	60		82	
〃	〃	〃	237	傘山	1,100	69		83	
〃	〃	〃	312	藪ヶ畑	1,100	60		84	
〃	〃	〃	335～333	下山	1,100	62		85	
〃	〃	〃	315～316	長迫	500	63		86	
〃	〃	〃	488～250	市平・両畑	1,3550	811	○	87	
〃	〃	〃	185～211	古城	1,120	45		88	
〃	〃	〃	265～264	中畑	340	73		89	
〃	〃	〃	524～519	藤原小瀬戸	3,600	332		90	
〃	〃	〃	486	うなぎ原	1,370	80		91	
〃	〃	〃	481	戦	1,965	209		92	
〃	〃	〃	486	宇治山	1,400	80		93	
〃	〃	〃	523～	岳滅鬼	3,900	754		94	
〃	〃	〃	102～103	内尾	1,440	91		95	
				42路線	66,790				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林

野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

(2) 細部路網の整備に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設については、集材や造材等の作業を行う林業機械の走行を想定としており、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整第656号林野庁長官通知)を基本として県が定める森林作業道作設指針に則り開設する。

伐出作業に必要な森林作業道等の開設にあたっては、林地荒廃や災害発生をもたらす無秩序な開設をしないこと。

なお、森林作業道等の開設計画の安全確保を図るため、以下の事項に留意すること。

- (ア) 土砂の崩壊や流出の防止と車両の安全走行を確保するため、事前踏査を十分に行い、適正な幅員、縦断勾配、線形とするとともに、切土、盛土を最小限とするよう配慮すること。
- (イ) 森林作業道等の開設により発生した土砂等が、下方の公道や河川等へ流出するおそれがある場合は、防護柵等を設置するなど防止対策を行うこと。
- (ウ) 高性能林業機械の作業ポイントは、地形等を考慮し、作業や林地残材の処理に必要な広さを確保できる平坦な場所に設置するとともに、路肩の崩壊を防止するため、必要に応じて、木材等を活用した盛土法面の補強に努めること。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

第8 その他必要な事項

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

地域の中核となる森林組合等林業事業者の体質強化を図るため、事業の協業化等により事業を拡大し、経営基盤の強化と安定化を図る。

また、林業に従事する者の養成及び確保については、広域就労の促進、作業間断期の就労施設の整備等により、雇用の安定・長期化を図るとともに、社会保険等の加入等就労条件の改善に関する協議・指導活動の推進及び林業・林産業事業者の安全管理体制の強化等による労働安全衛生の確保を図り、林業従事者に対しては各種研修・講習等受講できるよう態勢を整備し、林業・林産業従事者の技術の向上、各種技能の取得等を図り地域の中核的リーダーを養成する。

更に、林業事業者に対しては雇用関係の明確化、経営管理施策の合理化、林業経営基盤の強化等による林業経営体の育成、林家等に対する経営手法、技術の普及指導等地域の特性に応じて林業に従事する者の養成、確保を図る。

2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

素材生産性の向上及び労働の軽減、安全を図るため、高性能林業機械を主体とする林

業機械を導入し、非皆伐施業にも対応した機械作業システムの導入を推進し、高性能林業機械作業の普及・定着、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的な展開できる林業機械オペレーターの養成、機械の共同利用等機械の作業システム化を推進する体制を整備するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

なお、急傾斜地で路網整備による林地荒廃が予想される森林にあつては、土地の形質の影響が少ない架線集材等を採用し、災害の未然防止に努める。

高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現状（参考）	将来
伐倒 造材 集材	市内一円 （緩中傾斜）	チェーンソー ハーベスタ プロセッサ 林内作業車	ハーベスタ、ロングアームハーベスタ プロセッサ フォワーダ
	市内一円 （急中傾斜）	チェーンソー 集材機 プロセッサ	チェーンソー タワーヤーダ プロセッサ
造林 保育等	地拵、下刈	チェーンソー 刈り払い機	グラップル 刈り払い機
	枝打ち	人力	自動枝打機

3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

木材流通・加工体制の整備については、森林所有者等から木材製造業者等に至る木材の安定的取引関係を確立するとともに、施設・設備の大型化・高性能化等による流通・加工コストの低減、供給ロットの拡大を通じた需用者のニーズに即した品質及び性能の明確な木材製品を大量、安定的かつ低コストに供給し得る体制の整備、合法性・持続可能性の証明された木材・木材製品の利用の普及について、関係者一体となって努める。

「中津市公共建築物等における地域材の利用の促進に関する基本方針」に基づき、積極的に地域材の活用を図る。また、中津港の活用により、県外への木材の流通体制の整備を図る。

また、特用林産物の推進については、県を代表するしいたけを主要作目として、適地適作による産地形成、品質の向上、規格の統一、安定的需給体制の確立、経営の近代化と生産基盤の整備等を積極的に推進するとともに、需要に応じた特用林産物の新たな商品化等を行い、生産から流通・消費に至る総合的な振興を図る。

林産物の生産（特用林産物）・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現状（参考）			計画			備考
	位置	規模 m ²	対図番号	位置	規模	対図番号	
製材業	中津地区	8,013	1				
製材業	中津地区	4,004	2				
製材業	中津地区	1,079	3				
製品市場	中津地区	3,144	4				
原木市場	中津地区	7,566	5				
プレカット	三光地区	2,647	6				

製材業	本耶馬溪地区	3,938	7				
製材業	耶馬溪地区	2,600	8				
製材業	耶馬溪地区	300	9				
森林組合第1加工所	耶馬溪地区	4,400	10				
製材業	耶馬溪地区	7,405	11				
木材共販所	山国地区	12,000	12				
製材業	山国地区	1,811	13				
製材業	山国地区	2,565	14				
製材業	山国地区	1,009	15				

Ⅲ 森林の保護に関する事項

第1 鳥獣害の防止に関する事項

1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止について、大分北部地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ次のとおりとする。

(1) 区域の設定

鳥獣害防止森林区域及び区域の対象とする鳥獣を別表4のとおりとする。

(2) 鳥獣害の防止の方法

次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ単独で又は組み合わせて推進するとともに、対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整に努める。

ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

イ 捕獲

わな捕獲（ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。）、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

2 その他必要な事項

該当区域内における被害防止対策の実施状況については、必要に応じて、鳥獣害対策関連事業、有害鳥獣捕獲許可等の関係書類などのほか植栽木の保護措置の調査・巡回、各種会議での情報交換、区域内で施業を行う林業事業者や森林所有者からの情報収集等により確認を行うものとする。

別表 4

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
シカ	三光地区 全域 本耶馬溪地区 全域 耶馬溪地区 全域 山国地区 全域	35,390.66

第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

大分北部地域森林計画で定める森林病虫害の駆除及び予防その他森林の保護に関する事項を踏まえ次のとおりとする。

1 森林病虫害等の駆除又は予防の方法等

(1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

マツ枯れ、ナラ枯れ等森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努める。

特に、松くい虫による被害対策については、森林病虫害等防除法に基づく対策対象松林に応じた対策を図る。高度公益機能森林については、地上散布、伐倒駆除、樹幹注入等の防除を徹底するとともに、松林の健全化のための整備を推進することにより、その保全を図る。

被害拡大防止森林については、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は、スギ、ヒノキ、クヌギ等他の樹種への計画的な転換を推進し、感染源の除去を図る。また、地区保全松林については、高度公益機能森林に準じた対策を図る。

2 鳥獣被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）

鳥獣による森林被害については、鳥獣保護管理施策との連係を図りつつ、鳥獣との共存にも配慮した森林の整備及び保全を図る。

特に、シカによる森林被害については、スギ、ヒノキ等造林木への食害や角こすりによる樹皮剥皮等による致命的な被害を受けているため、樹皮保護ネット等の防護資材等の設置を推進する。

また、近年、クヌギ等の萌芽の食害が増え、伐採後の天然更新が困難となるなど、将来的な椎茸原木林の資源不足が危惧されるため、伐採後の防護柵の設置等被害の未然防止、早期発見に努める。

3 林野火災の予防の方法

林野火災を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病虫害の駆除等のため、火入れを実施する場合には、「中津市火入れに関する条例」の規定によること。

5 その他必要な事項

(1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から伐採して更新を図ることが望ましい森林については、次表のとおりとする。

病虫害の被害を受けている等の理由により伐採すべき林分

森林の区域	備考
2 (い小班大字田尻) 、41 (は小班) 44 (は、に、ほ、へ小班) 、45 (ろ小班) 46、47 (に小班) 96 (い、ろ、は小班) 69 (に、ほ小班) 101、105、106、115 (ろ、は、に小班に限る) 、117 (ろ、は、に小班)	樹種転換以外 48ha
52 (い小班) 、54 (ろ、に小班) 、100、113、114、115 (ろ、は、に小班を除く) 、116、117 (ろ、は、に小班を除く) 、118 (に小班)	樹種転換 4ha

(2) 荒廃竹林の整備

竹は、地下茎が伸びて繁殖・拡大をする。一度駆除しても繁殖源となる竹林が近隣に存在している場合は、地下茎はおよそ2m/年伸長し、時には6m/年伸長する場合もあるので、2～3年程度かけて次の施業を実施する。

竹林駆除の標準的な方法

施業区分	施業時期	施業方法
親竹の伐採	12月～2月頃	新竹(タケノコ)、ササ竹の大量発生を抑えるため、地下茎の成長休止期である冬場に伐採する。 ササ竹の刈払いを容易にするため、伐採竹は、出来るだけチップ化又は伐採区域外に搬出する。
新竹(タケノコ)の伐採	親竹の伐採後 7月頃	地下茎を弱らせるため、親竹の伐採後に発生した新竹(タケノコ)を初夏に伐採する。 ササ竹の刈払いを容易にするため、伐採竹は、出来るだけチップ化又は伐採区域外に搬出する。
ササ竹の刈払い	適宜	再び地下茎が活性化しないように、発生したササ竹を刈払う。
地下茎の拡大防止	適宜	地下茎の拡大防止を図るため、埋設資材などで深さ約1mの遮断層を設ける。ただし、竹の繁殖力は旺盛なので、遮断層の周りに新竹(タケノコ)が発生しないよう定期的な点検が必要である。

(3) その他

森林の保護については、適切な間伐等の実施、保護樹帯の設置、広葉樹林や針広混交林の造成等により病虫害、鳥獣害、林野火災等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努める。

また、スギ集団葉枯れ病の被害が発生した林分については、早めの伐採を検討し、被害地において再造林する場合には、抵抗性のあるスギ品種やヒノキなどの他樹種の植栽を検討する。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当無し								

2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当無し	

3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

(1) 森林保健施設の整備

施設の整備
該当無し

(2) 立木の期待平均樹高

対象森林を構成する立木が、標準伐期齢に達したときに期待される平均樹高を次表のとおり定める。

樹種	期待平均樹高	備考
該当無し		

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ的確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

旧市町村	区域名	林班	区域面積
中津	1	1, 2, 3, 4, 5, 6, 7, 8	187.48
三光	2	9, 10, 32, 33, 34, 35, 36, 37, 38, 39, 40, 41, 42, 43	782.32
	3	11, 12, 13, 14, 15, 16, 17, 18, 19, 20, 21, 22, 23, 24, 25, 26, 27, 28, 29, 30, 31	1106.58
	4	44, 45, 46, 47, 48, 49, 50, 51, 52, 53, 54, 55, 56, 57, 58, 59, 60	959.70
本耶馬溪	5	61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 68, 69, 70, 71, 72, 73, 74, 75, 76, 77, 78	1351.05
	6	79, 80, 81, 82, 88, 89, 90, 91, 98, 100, 101, 102, 103, 104, 105, 106, 107, 108, 109	1182.06
	7	83, 84, 85, 86, 87, 92, 93, 94, 95, 96, 97, 99, 110, 111, 112, 118, 119, 123, 124, 126, 127, 133, 134, 135, 136, 137, 138	1732.20
	8	113, 114, 115, 116, 117, 120, 121, 122, 125, 128, 129, 130, 131, 132, 139, 140, 141, 142	1267.49
	9	143, 144, 145, 146, 147, 148, 149, 150, 151, 163, 164, 165, 166, 173, 174, 175, 176, 177	837.36
	10	152, 153, 154, 155, 156, 157, 158, 159, 160, 161, 162, 167, 168, 169, 170, 171, 172, 178, 179, 180, 181, 182, 183, 184	1137.02
耶馬溪	11	185, 186, 187, 188, 189, 190, 191, 192, 193, 194, 195, 196, 197, 198, 199, 200, 201, 202, 203, 204, 205, 206, 207,	1337.45
	12	208, 209, 210, 211, 212, 213, 214, 215, 216, 217, 219, 220, 221, 222, 223, 224, 225, 226, 227,	1223.58
	13	228, 229, 230, 231, 232, 233, 234, 235, 236, 237	536.39
	14	238, 239, 240, 241, 242, 243, 244, 245, 246, 247, 248, 249, 250, 251, 252, 253, 254, 255, 256, 257, 258, 259, 260, 261, 262	1283.29
	15	263, 264, 265, 266, 267, 268, 269, 270, 290, 291, 312, 314, 315, 316, 331, 332	1142.18
	16	, 271, 272, 273, 274, 275, 276, 277, 278, 279, 280, 281, 282, 283, 284,	1546.10

		285, 286, 287, 288, 289	
	17	288, 292, 293, 294, 295, 296, 297, 298, 299, 300, 301, 302, 303, 304, 305, 306, 307, 308, 309, 310, 311	1416.14
	18	313, 333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351	1231.00
	19	333, 334, 335, 336, 337, 338, 339, 340, 341, 342, 343, 344, 345, 346, 347, 348, 349, 350, 351	1301.88
	20	352, 353, 354, 355, 356, 357, 358, 359, 360, 361, 362, 363, 364, 365, 366, 367, 368, 369, 370, 371, 372, 373	1269.70
	21	374, 375, 376, 377, 378, 379, 380, 381, 382, 383, 384, 385, 386, 387, 388, 389, 390	779.48
	22	391, 392, 393, 394, 395, 396, 397, 422, 423, 425, 426, 427, 428, 429	1069.63
	23	398, 399, 400, 401, 402, 403, 404, 405, 406, 407, 408, 409, 410, 411, 412, 413, 414, 415, 416, 417, 418, 419, 420, 421, 424	1678.48
山国	24	432, 433, 434, 435, 436, 437, 438, 439, 440, 441, 466	668.05
	25	442, 443, 444, 445, 446, 447, 448, 449, 450, 451, 452, 453, 454, 455, 456, 457, 458, 459, 460, 461, 462, 463, 464, 465	1551.78
	26	467, 468, 469, 470, 471, 472, 473, 474, 475, 476, 477, 478, 479, 483, 484	1234.02
	27	480, 481, 482, 485, 486, 490, 491, 492, 496, 497, 498, 499, 500, 501, 502, 503, 504, 511, 512, 513, 514, 515, 516,	1831.68
	28	487, 488, 489, 493, 494, 495, 505, 506, 507, 508, 509, 510	919.63
	29	517, 518, 519, 520, 521, 522, 523, 524, 525, 526, 527, 528, 529, 530, 531, 532, 533, 541, 542, 543, 551, 552	1706.45
	30	534, 535, 536, 537, 538, 539, 540, 544, 545, 546, 547, 548, 549, 550, 553, 554	1312.01
面積計			35577.95

注 必要に応じて、付属資料の市町村森林整備計画概要図に当該区域を図示する。

2 森林の総合利用の推進に関する事項

山村地域の定住化を促進するため、農業等との連携を強化しつつ、地域に賦存する森林資源を総合的かつ有効的に活用するため、里山林の整備、維持を図る。

また、生活環境施設、用排水施設、健康増進施設、住民交流施設等の整備を促進するとともに、森林の総合利用の推進や地域及び都市部との情報交換の円滑化を図り、生活環境の保全と都市住民との交流に努める。

また、森林所有者と企業等で森林整備に関する協定の締結等により、森林ボランティアや企業等による森林整備の参加を促進する。

森林の総合利用施設の整備計画

施設の 種類	現状（参考）		（将来）		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
本耶馬溪町 洞門キャンプ 場	本耶馬溪町 曾木	管理棟 1棟 バンガロー10棟 林間広場			1

本耶馬溪町 大平山ふれあ いの森	本耶馬溪町 曾木	16.5ha 管理棟 1棟 林間歩道 展望台			2
山国町 憩いの森	山国町守実	12.5ha キャンプ場 5.1ha			3

3 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 上下流連携による取組みに関する事項

市には、英彦山を源流とする1級河川の山国川がある。また、耶馬溪ダムを水源とする山国川の水を北九州市等福岡県関係市町へ供給しているため、安全で安定した水源の確保が必要となり、関係自治体で構成する「耶馬の森林育成協議会」が中心となり、植樹や下刈りなどのボランティア活動により美しい森林作りを推進する。

4 その他の必要な事項

保安林、耶馬日田英彦山国定公園、名勝耶馬溪指定地、その他法令により施業について制限を受けている森林においては、当該制限に従った森林施業の方法をとること。